

男鹿市告示第81号

男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金給付事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、長引く食費やエネルギー等の物価高騰に直面するひとり親世帯等の負担軽減を図るため、重点支援地方交付金を活用し、臨時的な措置として実施する男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象児童)

第2条 男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給対象児童（以下「支給対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当法第3条第1項で定める20歳未満の者
- (2) 前号に該当しない平成20年4月2日から令和8年6月30日までに生まれた者

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年6月30日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、令和8年7月1日以降に転出した者を除くものとする。

- (1) 令和8年7月分の児童扶養手当の支給対象となっている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 前号に該当しない支給対象児童を養育する令和8年度住民税非課税及び均等割のみ課税世帯（以下「令和8年度住民税非課税世帯等」という。）の養育者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象児童一人につき2万円とする。

(支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 児童扶養手当受給者は、給付金を希望しない場合は、男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の通知に定めた日までに前項の届出がないときは、支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第6条 児童扶養手当受給者に対する給付金は、令和8年7月分の児童扶養手当振込時における指定口座へ振り込むものとする。

2 給付金の支給に当たり、市が把握する令和8年7月分の児童扶養手当の登録口座(以下「児童扶養手当の登録口座」という。)とは別の指定口座を特に希望する者は、令和8年7月17日までに男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(令和8年度住民税非課税世帯等に係る給付金の申請)

第7条 支給対象者のうち、第5条に規定する者以外の者は、市長が別に定める日から令和8年9月30日までに男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金申請書(請求書)(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 通帳やキャッシュカードの写し

(2) 支給対象児童が属する世帯の住民票(申請者が児童と別居して養育している場合に限る。)

(3) 所得課税証明書等の所得を証明する書類(令和8年1月1日時点で男鹿市に住民登録がなかった者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる書類のうち、申請者の同意のもとに市において確認できるものについては、省略を認めるものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定し、支給を決定したときは給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の支給の可否の決定を行ったときは、申請者に対し男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金支給（不支給）決定通知書により通知するものとする。

（支給の方式）

第9条 支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。

(1) 登録口座振込方式 児童扶養手当の登録口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前号に該当する口座が無登録のため新たに登録する口座又は特に希望する振込口座を届け出し、当該届出をした指定口座に市が振り込む方式

（給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第1項の申請期限までに申請が行われなかった場合、支給対象者（児童扶養手当受給者を除く。）が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和8年7月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振り込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振り込みが口座解約・変更等の事由により令和8年10月31日までに完了できない場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長は、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われない等の支給対象者（児童扶養手当受給者を除く。）の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返還）

第12条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、又は偽りその他不正の手段により支給を

受けた者に対し、支給した給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、なお効力を有する。